



2013. 1. 発行

広報せと

〒705-0022 岡山県備前市東片上230番地
TEL(0869)64-2885 FAX(0869)63-1200
E-mail:setoho@optic.or.jp
<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/seto/>

本年度も租税教育活動に積極的に取り組んでまいります！

瀬戸法人会劇団～税ゆうぞう一座～



瀬戸法人会では青年部
会（部会長：小林勝利）
女性部会（部会長：瀧川
甫香）が一緒にになって、
将来を担う子供たちに、

税の仕組み・税の大切さ
や税の使われ方について
興味を持つてもらい、国
や地域社会を愛する気持
ちを醸成させると共に、
その活動を通じて、法人
会の存在を広く地域の皆
様に知ってもらうため、
平成二十年度より瀬戸税
務署の協力のもと管内の
小中学校を対象に「租税
教室」（出前授業）を実
施している。

昨年度は管内の小学校
十九校で実施しており、
本年度も学校が三学期を
迎える一月から二月にかけ
て積極的に取り組んで
いくこととしている。

昨年度の全国青年の集
い三重大会での事例発表
で最優秀賞に輝いた「法
人会劇団」～税ゆうぞう
一座～も受賞を機により
一層の活躍が期待されて
いる。

「法人会劇団」～税ゆ
うぞう一座～は演劇によ
り税について分かりやす
く、楽しく理解してもら
おうと一般市民より団員
を募集しボランティア劇
団として平成二十年度よ
り、活動しているもので

税の仕組み・税の大切さ
や税の使われ方について
興味を持つてもらい、国
や地域社会を愛する気持
ちを醸成させると共に、
その活動を通じて、法人
会の存在を広く地域の皆
様に知ってもらうため、
平成二十年度より瀬戸税
務署の協力のもと管内の
小中学校を対象に「租税
教室」（出前授業）を実
施している。

昨年度は管内の小学校
十九校で実施しており、
本年度も学校が三学期を
迎える一月から二月にかけ
て積極的に取り組んで
いくこととしている。

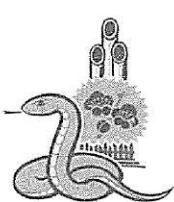
現在、当法人会は二十
五年四月に公益社団法人
移行に向けて準備を進め
ております。

租税教育活動は、子供
たちに税金が毎日の生活
の中でどのように役立つ
ているのか理解し、関心
を深めてもらうため実施
するものであり、公共性
が高く、公益社団法人後
にも当会の重要な活動に
なります。

本年度の実施に向けて鋭
意練習に取り組んでいる。
尚、瀬戸法人会では引
き続き劇団員を募集して
います。お気軽にお問い合わせください。

また、劇団の公演をD
VD化し、管内小学校や
関係機関に租税教室の補
助教材として無償提供も
行っています。

※写真は平成二十四年一
月二十七日に管内の小学
校で実施した租税教室の
様子。



新しい租税教育用テキストが完成… 管内小学校での「租税教室」で配布

全法連では小学生を対象とした税の学習テキストとして、これまで5年間
使用してきた「おしえて！税ってなんだろう？（「ゲゲゲの鬼太郎」が主人公）」に替わって、新たに「税について考えよう！クイズだぜイ！」を作成。

クイズを解きながら税に関する知識が身につけられる構成になっており、
瀬戸法人会でも1,000部を提供してもらい租税教室実施校全ての小学校に配
布することとしております。

全国大会

(北海道大会)へ

一九〇〇人が集う

～新たな公益法人としての成果をめざして～

去る十月十一日、第二十九回「法人会全国大会」(北海道大会)が釧路市の「釧路市民文化会館」に全国から約千九百人の会員が集い、盛大に開催された。北海道での開催は函館、札幌に続いて三回目。

式典では、昨年と同様に税制改正に関する提言の主旨説明を行ったほか、青年部による租税教育活動の報告が行われた。

大会は午後二時三十分から第一部として慶應義塾大学教授の片山善博氏による「地方の再生と日本の将来」と題した記念講演が行われ地域主権改革や地方分権改革が進まない原因と背景などが話され興味深く拝聴した。続く第二部の式典では、会員増強・研修・福利厚生各部門の成績優秀県連の表彰のほか、税制改正提言の報告が行われた。

また、青年部会による租税教育活動の報告では、昨年度の全国青年の集い三重大会に

おいて最優秀賞に輝いた当法人会青年部会より中村前青年部会長が「演劇による租税教育活動の取り組み」について事例発表をおこなった。

続いて「大会宣言」が高らかに読み上げられ、この中で、政府に対し地方経済を担う中小企業の活性化のため、「事業承継税制の拡充、法人税率の軽減」など税制を含めた諸施策の実施を強く求めた。

最後に次回開催地の青森県連会長の挨拶で、滞りなく終了した。

の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えた建設的な提言を行っている。

平成二十五年度の税制改正提言についても十月の全国大會において取り纏められたものが、政府、各政党および関係省庁に要望提言されると共に各地域においても地元選出の国会議員、地方自治体に対し実施されている。提言内容の概要是以下の通りです。

平成二十五年度

税制改正に関する提言(概要)

1、社会保障と税の一體改革と今後のあり方について

(1) 社会保障制度のあり方

社会保障は過剰なばらまきの撤廃と相続税の納税猶予制度割合(八〇%)の引き上げ

(2) 行政改革の徹底

社会保障の安定財源を確保するためとはいえる、消費税の引き上げが国民に痛みを求める措置であることに変



平成二十五年度 税制改正について提言

法人会では公平で健全な税制の実現を目指して会員企業

平成二十五年度

税制改正について提言

法人会では公平で健全な税制の実現を目指して

経理マン養成講座 簿記講習会

三級コースを開催
盛況に終わる

去る九月四日から二十

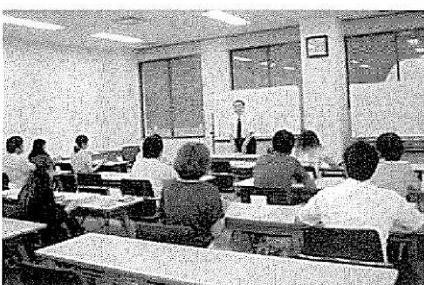
日間にわたり開催した経理マン養成講座（簿記講習会）は十一月九日をもつて盛況のうちに終了した。

本講習会は例年、当法人会が備前商工会議所・東備青色申告会の共催を得て管内企業の経理担当者の方々を対象に開催しているもので今回で四十九回目を数える。

今回実施したのは昨年に引き続き三級コースで二九〇名の方が熱心に受講された。

講師には山陽学園大学非常勤講師の山崎文詔先生を迎えて、簿記の原理から日々の取引記帳、決算まで一連の実務について解説いただいた。

「税を考える週間」 協賛行事 経営に生かす 財務管理セミナーを開催



去る十一月二十七日（土）十一月十一日にかけて「税を考える週間」の協賛行事として「財務管理セミナー」を備前商工会議所・瀬戸間税会の共催にて備前商工会館で開催した。

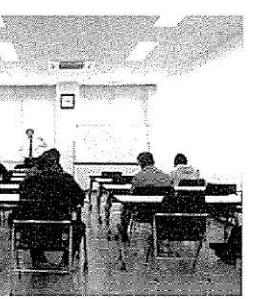
資金財務 セミナー開催



講師には税理士の島原実氏を招き五日間コースで開催し延べ八十三名が受講した。本セミナーでは貸借対照表や損益計算書などの基礎知識の習得から始まり、経営分析、キャッシング

ユーフロー計算書の作成、事業計画書の作成を習得し今後の経営に実践できる内容と併せ、決算書から見えてくるものとして、金融機関から見た企業格付けや税務署から見た会社（税務調査から）など盛りだくさんの内容で参加者は企業の経理担当者や管理者が多く、熱心に受講した。

工調停士・某金融機関問題である金融のプロ、山根敏秀氏を迎え、今後の資金繰りや金融機関との取引に変化が生じた場合を予想し、事前の対応策について、豊富な実例を基に講義していただいた。参加者からは、日頃の業務に追われて学べなかった資金財務の全体的な視点を学ぶことが出来てよかったです。もう一度細かく実務を行いたいと思った。と好評の声をいただきました。



また、受験を希望する受講者は十一月十八日、日本商工会議所簿記検定三級試験を受験した。

講師には税理士の島原実氏を招き五日間コースで開催し延べ八十三名が受講した。本セミナーでは貸借対照表や損益計算書などの基礎知識の習得から始まり、経営分析、キャッシング

振替納税をご利用ください

振替納税を利用されると、ご指定の預貯金口座から、振替日に自動的に納税が行われます。

納税のために金融機関や税務署に出向く必要がなく、大変便利で確実な納付方法です。

振替納税のお申込は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項をご記入の上、申告期限までに税務署又は金融機関に提出してください。

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」の用紙は国税庁ホームページからダウンロードできます。



国税庁

で検索

(振替日)【所得税】4月22日(月)
【消費税・地方消費税
(個人事業者)】4月24日(水)

ダイレクト納付をご利用ください

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で納付することができる電子納税です。

ダイレクト納付なら

- ① 税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィスなどから納付が可能
- ② 納付手続が簡単（電子申告等の送信後、簡単なクリック操作で納付手続が完了）
- ③ インターネットバンキングの契約が不要
- ④ 即時又は期日を指定して納付することが可能
- ⑤ 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能

詳しい情報はe-Taxホームページへ

イータックスで検索

女性部会では 「税の絵はがき コンクール」を 新たに実施



瀬戸税務署長
山陽東小学校
市来沙綾さん



瀬戸法人会会長賞
吉永小学校
高橋叶乃介さん



瀬戸法人会女性部会
吉永小学校
中川結生奈さん

△瀬戸税務署長表彰
・中村誠志（備前市）
【前列左から三番目】
瀬戸法人会青年部会前部会長
・末藤静江（赤磐市）
瀬戸法人会女性部会副部会長
（表彰式は十一月十五日
戸税務署にて）

長瀬川甫香）では平成十九年度より管内の小学校を対象に女性部会メンバーが講師となり「租税教室」（出前授業）を実施している。

昨年度は管内の十四小学校で実施しており、本年度も一月から二月にかけて実施するところとしている。

また、昨年度より新たな取り組みとして租税教室に併せて「税に関する絵はがきコンクール」を実施しており、去年一月から二月にかけ租税教室を行った小学校を対象に第一回

去る六月二十日、岡山県法人会連合会通常総会が岡山全日空ホテルで開催され、席上に表彰状が贈られ、当法人会より次の方々が受賞された。
（敬称略・順不同）

納税表彰は、納税貯蓄組合、法人会、青色申告会、間税会等の活動を通じて申告納税制度の普及・発展等に貢献された方々に贈られるもので、本年度は次の方々がその功績を表彰された。
（敬称略・順不同）

功労者表彰等 三名が受賞 県連総会席上

を募集した結果、三十七名の応募があった。また、第二回を夏休みの課題として、瀬戸税務署管内の小学校に募集したところ、四十九名の応募があり、各回で瀬戸税務署長賞、会長賞、女性部会長賞を各一名、入選十名を選び、表彰した。

（写真は第一回の表彰作品）

納税表彰 当法人会より二名 表彰される

△全法連会長表彰
花房満（理事）赤磐市
△県法連会長表彰
金谷征正（理事）赤磐市
△県法連社団化二十周年記念
役員永年功労者感謝状
長崎信行（理事）赤磐市
以上のほか、当法人会が県連会長より福利厚生制度の普及推進に顕著な成績を収めたとして受賞した。



～岡山県と市町村からのお願い～

「従業員の所得税は給与から源泉徴収しているけれども、個人住民税の特別徴収はしていない」ということはありませんか？

個人住民税の特別徴収は、法令に定められた事業者の義務です。

まだ特別徴収を実施されていない事業者の皆様は、早期に必要な手続を従業員の住所地の市町村役場住民税担当課へしていただくようお願いします。

★特別徴収制度は、従業員の方にとってたいへん便利な制度です。

- ・特別徴収する額は市町村から通知されますので、所得税のように税額計算や年末調整をする必要はありません。
- ・従業員が個別に自分で納付する普通徴収は年4回払いですが、特別徴収は年12回払いとなるので、従業員にとって1回当たりの負担金額は少なくて済みます。

このお知らせに関するお問い合わせは

岡山県総務部税務課（086-226-7241）、各市町村住民税担当課

不正ガソリン

に関する情報を寄せください！！

こんなときには、すぐお電話ください！

【不正ガソリン】とは、正規のガソリンにガソリン以外のもの（灯油など）を混ぜたもので、車に悪影響を及ぼすばかりではなく、揮発油税の鉛過剰になります。

① ガソリンに何かを混ぜて販売している噂を聞いた
② ガソリンを給油してから、車の調子がおかしい
（例）・エンジンがかかりにくくなった
・走行中、ノック音が大きくなった
・加速性や燃費が悪くなった
・排気ガスの色や匂いがおかしくなった
③ ガソリンの給油時に、変な匂いがした

広島国税局「不正ガソリン110番」は、「0120-283-110」です！

広島国税局 消費税課

第五位入賞

「B-1グランプリ
in 北九州」

「日生カキオコ
まちづくりの会」

瀬戸法人会が社会貢献事業の一環として、支援をしていく「日生カキオコまちづくりの会」が去る十月二十、二十一日に開催された全国のご当地グルメが集う第七回「B-1グランプリ in 北九州」に昨年度の姫路大会に続いて出場をしました。

今や全国でも有数のビッグイベントとなつたB-1グランプリは、心配された台風の影響もなく晴天の中で開催され、二日間で六十一万人の来場者がありました。

「日生カキオコまちづくりの会」は両日とも総勢約七十名で参加し、一丸となって二日間にわたり「備前市」のPRに努めました。カキオコのPRはもちろんですが、備前焼作家の方も参加され、土ひねりの実演も行われ来場者の方々に大変喜ばれました。



その結果、前回の姫路大会の九位から今回第五位と躍進を果たし、全国に備前市の名前をPRしました。また、昨年七月には東日本大震災の被災地・宮城県南三陸町を訪れ、地元の飲食店にカキオコの調理ノウハウを伝え、備前東商工会が商標登録している「カキオコ」の名称を無償で使えるようにするなど「東北復興支援」も行っています。今後もカキオコを通じたまちおこしへの精力的な取り組みが期待されるところです。

平成26年1月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。

平成26年1月から個人で事業（農業を含む）や不動産貸付等を行う全ての方について、記帳と帳簿等の保存が必要となります。

※ 現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

税務署では、新たに記帳を行う方や記帳の仕方がわからない方のために、記帳・帳簿等の保存制度の概要や記帳の仕方等を説明する「記帳説明会」を実施しています。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁で検索

*「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧ください。

確定申告をすれば所得税が還付される方

給与所得者で年末調整を受け、確定申告の必要がない方でも、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告（還付申告）により所得税が還付されます。

所得税が還付される場合

- ① 災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
- ② 病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- ③ 家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受ける場合など

※ これ以外にも、還付される場合があります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

※ 控除の適用を受けるための要件や、必要な添付書類等は事前にご確認ください。

※ 給与所得者で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の各種の所得（退職所得を除く）も申告が必要です。

e-Tax でデータ送信!
便利な 申告書の作成は 国税庁ホームページの
又は 書面で提出!
「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

詳しく述べ
国税庁で
検索